

これまでの議論の整理①（全体版）

（下線部は第3回での議論）

1. 事業承継の円滑化のための措置

（1）非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例

個人から贈与（遺贈、死因贈与以外）により財産を取得した者に対しては、その取得財産の価額を課税価格として、贈与税が課されるが、事業承継の円滑化の観点から、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を親族（先代経営者）から取得し、当該会社を経営していく場合、株式等に対応する贈与税の全額の納税が猶予される措置が講じられているが、以下のような意見もあることについて、どう考えるか。

- 中小零細企業対策という観点から、法人企業だけでなく、個人企業も対象とできるような制度にすべきではないか（村橋構成員）。

（2）非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例

相続、遺贈又は死因贈与により財産を取得した者に対して、その財産の取得における時価を課税価格として、相続税が課されるが、事業承継の円滑化の観点から、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を親族（先代経営者）から取得し、当該会社を経営していく場合、株式等に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予される措置が講じられているが、以下のような意見もあることについて、どう考えるか。

- 中小零細企業対策という観点から、法人企業だけでなく、個人企業も対象とできるような制度にすべきではないか（村橋構成員）。

(3) 小規模宅地等の特例

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（小規模宅地等の特例）について、以下のような意見もあることについて、どう考えるか。

- 継続要件を満たしている場合のみを減額対象とするのではなく、もう少し弾力的な制度にすべきではないか（竹内構成員）。
- 商店街の活性化という観点から、事業承継時に高層建物を建築して新たに人を呼び込もうとしても、平成22年改正による相続税の課税強化により、価値の高い土地の高度利用が阻害されてしまっている（高橋構成員）。

2. 設備投資促進のための特別措置

- 30万円を超えて120万円以下の資産を購入した場合の措置がエアポケットになっているので、中小零細対策という観点から、ここに何かしらの措置を講じて必要が有るのではないか（竹内構成員）。
- 後継者が経営に参画したいと思えるような経営状況になるよう、エアポケットの部分について、措置を講じて欲しい（羽鳥構成員）。

(1) 中小企業投資促進税制

中小企業の設備投資を促進し、中小企業の生産性向上のため、新規資産を取得し、指定事業の用に供した場合に特別償却又は税額控除を行うことができる措置が講じられているが、以下のような意見もあることについて、どう考えるか。

- 製造業だけでなく、飲食業や生活関連サービス業における生産性の向上という観点から、対象設備の金額要件を引き下げるべきではないか（柿野構成員、村橋構成員、竹内構成員）。
- 料亭、バー、キャバレー等についてもその果たしている社

会的役割に鑑み、対象とすべきではないか（中村構成員）。

- 設備投資をした際は、償却資産に係る税負担（固定資産税）が生じてくるので、これらの税制優遇措置についても検討が必要ではないか（竹内構成員）。
- 設備投資を促進するためには、税制のみで考えるのではなく、低利融資制度など他の支援策にも目を向けていく必要が有るのではないか（村橋構成員）。

（2）共同利用施設の特別償却制度

生活衛生同業組合及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づき共同利用施設を設置した場合に特別償却を行うことができる措置が講じられているが、以下のような意見もあることについて、どう考えるか。

- 地域で身近な生衛業が商店街の活性化に向けて積極的に取り組めるよう、対象主体の要件を緩和すべきではないか（鴨田構成員）。

（3）少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度

取得価額が30万円未満の減価償却資産を取得した場合に全額損金算入できる措置が講じられているが、中小企業投資促進税制の対象設備の金額要件を引き下げるべきとの意見との関係をどう考えるべきか（中嶋オブザーバー）。

3. その他の措置

（1）老舗旅館に対する税制優遇措置

国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりに資するよう、老舗旅館に対する税制優遇措置について検討が必要ではないか（中村構成員）。

（2）店舗併設型宅地に対する固定資産税の軽減

商店街の活性化に資するよう、店舗併設型宅地に対する税制優遇措置について検討が必要ではないか（村橋構成員）。

（3）欠損金（損失額）の繰越控除制度

繰越控除期間が法人の場合7年間であるのに対し、個人の場合3年間であるが、中小零細企業対策という観点から、これについてどう考えていくべきか。（中嶋オブザーバー）。

（4）法人住民税の均等割について

利益が出ていなくても払う法人住民税の均等割について、地域経済や雇用を守るという公共的観点からどう考えていくべきか。（中嶋オブザーバー）。

4. 税制措置以外の事項

（1）生活衛生関係施設数について

生活衛生関係施設数の減少については、需給動向や高齢化率、世帯数の将来推計などの地域的な傾向を一度整理した上で丁寧に見ていく必要があるのではないかと（芳賀構成員、松本構成員）。

（2）納税環境整備について

複雑な税務手続を納税者の目から見て分かり易い形になるよう、平易な言葉で簡潔・明瞭に示したインフォメーションや税務勉強会を開催して欲しい（羽鳥構成員）。